

別府市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

制定 平成30年12月28日

別府市告示第449号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちが放課後等に食事、学習、団らん等を通して安心して過ごせる居場所づくりを促進し、もって、子どもたちの孤立の防止及び健康や生活習慣の向上を図るため、別府市子どもの居場所づくり事業補助金（第3条第2号を除き、以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、放課後や休日等において、子どもに対し、食事を提供するとともに学習支援や様々な体験活動を提供する事業（以下「子どもの居場所づくり事業」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 別府市内で実施すること。
- (2) 子どもが生活習慣を身に付けることができ、安心して過ごせる環境を確保すること。
- (3) 利用料は、無料又は小額な材料費等の実費相当額とすること。
- (4) 年間を通じて計画的に運営するとともに、概ね月1回以上実施すること。
- (5) 1年以上継続して実施する見込みがあること。
- (6) 特定の者しか参加できない運営を行わないこと。
- (7) 管轄する保健所の指導に基づき、所要の衛生管理を行うこと。
- (8) 設備、周辺環境、運営時間等に配慮するとともに、利用する子ども及び従事者の傷害保険に加入する等、安全確保に努めること。
- (9) 福祉的な支援を必要とする子ども（当該子どもの保護者を含む。）については、市と連携して、必要な支援に結びつけるよう努めること。

(10) 営利活動や宗教的活動を行わないこと。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施する社会福祉法人、ボランティア・NPO活動等を行う組織・団体、自治会等の地域住民団体その他市長が適当と認める者であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 子どもの居場所づくり事業に要する経費について、市からこの要綱に定める補助金以外の補助金等の交付を受けていない者であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 子どもの居場所づくり事業の事業所の新規開設（新規開設） 20万円

(2) 子どもの居場所づくり事業の拡充等（機能強化） 10万円

3 補助金の交付は、一の子どもの居場所づくり事業の事業所につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別府市子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額と

して控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に前条第2項に規定する補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、別府市子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付決定の変更等）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合にあっては別府市子どもの居場所づくり事業変更承認申請書（様式第3号）を、補助事業の中止又は廃止する場合にあっては別府市子どもの居場所づくり事業中止・廃止申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更で補助金の額に変更を及ぼさないものをする場合を除く。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、別府市子どもの居場所づくり事業実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定による補助金の交付の申請をした者は、前項の規定による報告をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、別府市子どもの居場所づくり事業補助金の額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、精算払いの方法により交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いの方法により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする場合は、別府市子どもの居場所づくり事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 第5条第2項ただし書の規定による補助金の交付の申請をした者は、第9条の規定による通知を受けた後に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額(第8条第2項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別府市子どもの居場所づくり事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第8号)により、速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(関係書類の保存等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

費目	補助対象経費	
報償費等	謝金及び旅費	立ち上げアドバイザーの謝金及び旅費等
需用費	消耗品費	食器購入費、調理器具購入費、学習教材費、レクリエーション用具購入費等
	印刷製本費	広告宣伝用チラシ作成費等
	修繕費	開設に必要な設備改修費
役務費	雑役務費	食品衛生責任者講習会の受講費
備品購入費	備品購入費	家具購入費、調理器具購入費等
その他	市長が必要と認める経費	

備考 補助対象経費には、経常的な経費を含まない。